

# 第1回検討会における論点ごとの各委員の意見

第2回地域力強化検討会  
平成28年10月18日

資料2

論 点	第1回 検討会における各委員の意見
<p><b>【論点1】</b> 今後の福祉ニーズを踏まえて、住民の立場から見て「目指すべき地域」とはどのようなものか。</p> <p>○ 人口構造の変化（人口減少・高齢化）、働き方の変化（非正規の増加、共働き世帯の増加）、家族の変化（核家族化（独居化）、一人親世帯の増加）、地域のつながりの希薄化等により、家族、地域内の支え合いが弱まり、また、世帯単位で複数分野の課題を抱えるなど、複合化・複雑化した課題を持つ世帯が増えている。</p> <p>○ 各制度においては、地域包括ケアシステムの構築、障害者の地域生活支援、地域子ども子育て支援、難病・がん患者の地域生活支援等、施設におけるサービスよりも地域の暮らしの中における支援のニーズが高まっている。</p> <p>○ これらの現状を踏まえ、高齢・障害・疾病・子育て・生活困窮といった脆弱性や生きづらさ、課題を抱える方も、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、誰もが地域に居場所や役割があり、</li> <li>・ 課題を持っていても誰かに相談でき、又は、誰かが手をさしのべてくれる</li> <li>・ 多様な価値観が尊重され、過度に干渉したり、疎外されることがない 地域を目指すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「共生」を福祉から論じるだけでは、地域の存続に結びつかない。人・分野・世代を越え、地域がひとつの物語を共有し、住民が参加しながらお金が巡っていくといった、地域経済も含めた「循環」をひとつのキーワードとする必要がある。（堀田委員）</li> <li>・ 地域の持続可能性がどこの地域でも危ぶまれている現在、地域循環のデザインとセットで提案していくことが重要。様々な仕事が自治会や民生委員に「押しつけられている」印象。（福本委員）</li> <li>・ どのような機能が必要かを考えるに当たっては、経営的・事業的に解決する視点が重要。既存のプレーヤーを否定するものではないが、コミュニティビジネスや社会的企業のような、新たなプレーヤーを取り込む仕組み作りをすべき。（福本委員）</li> <li>・ 無償のボランティアやひもづけ補助金だけではなく、SIBのような発想が必要。住民主体でインクルーシブに課題を解決しなければならない。（福本委員）</li> <li>・ 「我が事」のとらえ方についても多様性がある。どういう老後を迎えたいと思っているのか、この地域がホームでなくアウェイの人もある。（大原委員）</li> <li>・ 我々は利用者のアセスメントは専門だが、そのまわりの住民のアセスメントをついおろそかにしてしまう。地域住民を巻き込んでいくには、地域住民が理解し、楽しいと思えなければならない。（大原委員）</li> <li>・ 狭義の「我が事」でなく、関心や興味のない住民がどう感じるかを重視したい。（大原委員）</li> <li>・ 「多様な価値観が尊重され、過度に干渉したり、疎外されることがない」というフレーズは皆賛成するだろうが、実現できるかどうかはイメージがわからない。実情はこんなにきれいではない。（朝比奈委員）</li> <li>・ 地域づくりは施すものではない。住民の立場からみて「自分がどんなところに住みたいか」という視点が必要。望ましい地域の姿をどうやって作って“あげ”ようか、といった視点から入ると間違ってしまうのではないか。（相田委員）</li> </ul>

論 点	第 1 回 検討会における各委員の意見
	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="770 217 2190 459"> <p>・ 社会福祉基礎構造改革において、地域福祉に住民の参加が明確に加えられたものの、行政に浸透していないのではないか。地域福祉計画については、作ることが目的化しており、実効性に欠けているため、行政の役割を明確化することが必要ではないか。  行政の役割は、①住民主体の基盤を整備すること、②地域で解決できない困難事例の最終責任をとること、③地域の課題の情報などを共有すること、④フォーマル・インフォーマルな支援のつながりをよくしていくことの4つ、すなわち、住民福祉を担保するということだと考える。（片山委員）</p> </li> <li data-bbox="770 459 2190 568"> <p>・ ここにでてくることは、最大公約数的には地域からも出てくるようなものではあるが、住民の立場から見ても何が困っているか等、地域像は住民が作りあげていくもの。（土屋委員）</p> </li> <li data-bbox="770 568 2190 676"> <p>・ 地域で話し合える土壌や、関係性こそが必要なのかなと思う。  そういう場所、プロセスが大事ということではないか。（中委員）</p> </li> <li data-bbox="770 676 2190 783"> <p>・ 「目指すべき地域」はこうです、というのは難しい。どうやって地域を考える人を作っていくのが重要。（勝部委員）</p> </li> </ul>

論 点	第 1 回 検討会における各委員の意見
<p><b>【論点 2】</b> なぜ「小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制」が必要なのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門性はないが、その地域に住まい、根付き、住民のニーズをキャッチして福祉のネットワークにつないでいくのが我々の仕事。民生委員の認知度、充足率の向上に努めていただければ、地域共生社会の実現を進めることができるのではないかと。</li> <li>行政・社協・地域包括支援センター・その他団体と連携することで、民生委員が吸い上げた地域の情報をうまく活用していただき、効率的・横断的なネットワークを構築していただければと思っている。（相田委員）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>対象に関わらない家庭全体の課題は、住民に近い地域であるから発見できるのではないかと。</li> <li>居場所や役割を持つ場所は、地域の中で、住民や様々な資源と協働してこそ作っていいものではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>若者は広域で移動しているため、身近な地域だけではなく広域の枠組みも必要。家庭内暴力、性犯罪、戸籍など、声をあげると逆に排除の対象になる例もある。また、不安定雇用の労働者も多く、平日の日中しか相談に対応できなければ、平日の日中に仕事を休めない方々のニーズが排除される。ニーズは変わっていくため、柔軟に受け止めるための相談支援事業が求められる。（朝比奈委員）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の課題を「他人事」とせず、「我が事」として受け止める機運を醸成するためには、子どもたちからの福祉教育や住民が社会福祉を学ぶ機会を作ったり、住民も一緒になって課題解決を図るプロセスが必要ではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村による包括的な相談支援体制の整備の在り方については、圏域ごとに、それぞれの住民が話し合う場と、専門職の参加が重要である。（井岡委員）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>孤独や孤立の解消は地域との関わりを持つ事で実現されるのではないかと。</li> <li>災害時にも地域の支え合いは不可欠なのではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉のロジックで説明・提案しても協力者は集まらない。住民にも様々な事情がある。商工会の方々には、福祉にコミットすれば商売が潤う、町も潤う、若い人の雇用ができる、と働きかけるなど、相手の立場に立った提案をする。衰退していく小さな町でも、福祉セクターに関わることで地域を作っていく、そういった視点で構想を語る力が必要。充て職で、資格を持った人を集めるのではなく、機能を動かすためにどういう人が要るかを議論すべき。全国展開に向けては、カリスマではなく、多くの人々の能力をおしなべて底上げする、といった観点も必要。（大原委員）</li> </ul>
<p><b>【論点 3】</b> 「目指すべき地域」のために、地域においてどのような機能が必要か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下のような機能を有する場が住民に身近な地域に必要なのではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>若い世代は流動する。70%以上が地元でない地域で育児をしているアウェイ育児。地域でつながりを作り、アウェイをホームに変えることが必要。支えられるものから支えるものへという地域の循環型支援、支える側でもあり支えられる側でもあるというお互い様の支援関係の構築が必要。丸ごとといっても子育ては入らなかったが、地域の相談機能と連携しながら担っていく仲間に入れてもらいたい。（奥山委員）</li> <li>4月から開始された総合事業についても、なぜ住民が参画するのか、といった声が聞かれる。住民に納得感がない。住民にもそれぞれの立場から考えていただきたい。（越智委員）</li> </ul>

論 点	第1回 検討会における各委員の意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢・障害・子育て・生活困窮・孤立・孤独・健康・就労など、その人や家庭が持つ相談ごとを何でも受け止める 自ら窓口足を運ばなくても問題を把握してくれる</li> <li>・ 制度を活用するだけでなく、「制度のはざま」の課題に対しても、地域住民や地域の様々な資源と協働して、課題の解決を図ることができる</li> <li>・ 個々人に対する支援が地域の課題解決の経験として蓄積され、同じ課題を持つ人を支えられる地域づくりに還元される</li> <li>・ 地域全体を見る視野を持ち、他分野と協働して地域づくりにもつなげていける このような機能を誰が担うか。求められる資質は何か。</li> <li>・ このような機能を支えるためには、各分野の相談支援機関が連携して対応する包括的な相談支援体制が必要なのではないか。</li> </ul> <p>☆ 生活支援コーディネーターとの関係に留意が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政の役割は、①住民主体の基盤を整備すること、②地域で解決できない困難事例の最終責任をとること、③地域の課題の情報などを共有すること、④フォーマル・インフォーマルな支援のつながりをよくしていくことの4つ、すなわち、住民福祉を担保するということだと考える。（片山委員）</li> <li>・ 生活困窮者自立支援制度が発足し、全国で「断らない福祉」が生まれたものの、結局は制度の狭間があり、その解決には、住民との協働か、機関同士の連携、新しい仕組みの構築などを地域で考えなければならない。制度の狭間にこそ地域の課題がある。（勝部委員）</li> <li>・ 自治会加入率46%という低さをカバーするには、小学校区で我が事の何でも相談が必要だと思ってやってきた。（勝部委員）</li> <li>・ 発達障害や、強度行動障害、医療的ケアの必要な子どもなど、住民がキャッチしてきた事例を受けられるだけの高度な専門性も必要不可欠。（菊本委員）</li> <li>・ スーパーマンを養成するのではなく、人としての共通理解を有した専門職がチームアプローチを徹底するということが必要。それを育てるのには、座学でなくOJT、実務指導も考えていきたい。（菊本委員）</li> <li>・ 相談を取りこぼさない生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の制度として第1のセーフティネットと第3のセーフティネットの間に挟まっている印象だったが、相談件数が増えるにつれ、全てのセーフティネットに通底するものと考えられるようになってきた。（櫛部委員）</li> <li>・ 就労・労働から福祉とつながることは大きな意味がある。（櫛部委員）</li> <li>・ 「住民主体」の定義が重要。地域課題について住民が決定権を持ち、「我が事」として解決するという文化を醸成しなくてはならない。介護保険法で、住民参加の生活支援体制整備事業が義務化されたが、介護保険の保険者である行政が実施するため、住民にはやらされ感が蔓延している。（土屋委員）</li> <li>・ ①相談、計画、チームコーディネート、資源開発まで担う専門人材、②世帯全体のニーズをとらえ、分野別の相談機関と協働して対応する包括的な相談支援体制が必要。①は、アセスメント力、ジェネラルな視点を持った専門職（ソーシャルワーカー）を配置することによって、②は、福祉分野の横断的な研修を行うことによって対応していくことが必要。（土屋委員）</li> </ul>

論 点	第 1 回 検討会における各委員の意見
<p><b>【論点 4】</b> 多機関の協働による包括的支援体制をどのように作っていくか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多機関が協働する必要性、協働するために必要となること</li> <li>○ 協働の中心となる役割をいずれの機関が担うか</li> </ul> <p>※平成28年度より実施している「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」では、機関を限定せず、「相談支援包括化推進員」の設置を求めている。26実施自治体中、生活困窮自立支援機関が6カ所、地域包括支援センターが6カ所、社会福祉協議会が9カ所、行政が5カ所となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治体の組織体制としても、高齢、障害、子ども、生活困窮等の各分野が連携できる体制を作っていく必要があるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 何を「丸ごと」とするのか。対象については少なくとも「世帯丸ごと」であることが必要。単身世帯が増えているにも関わらず、地域ケア会議での1事例あたりの支援対象者数は平均2.1人、うち65歳未満が約半数含まれているという実態がある。 支援体制と仕組みもまた「丸ごと」でなくてはならない。縦割りを作ったのは、専門職であり、地域の意識という面もある。なぜそうなったのかの要因分析や検討が必要。（中委員）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「我が事」の範囲は最大でも小学校区と考える。 「我が事」の中には、自分には関係ない、誰の助けもいないという人たちの受援力を育むかかわりも大切だと考える。（中委員）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門職が住民と一緒に協働できるかが重要。よく「住民を“活用”する」と言われてしまうが、活用する・されるの関係でなく、住民と専門家をつなぐ「のりしろ」を作り、話し合う機会を作るべき。座学で身につくものではない。 現場では、同じ民生委員が多分野の会議に出席するという「協議疲れ」といった現象が見られる。協議の「場」は非常に重要だが、その整理が必要ではないか。 福祉ビジョンのように「ワンストップ型」「連携型」といった区分になるのかなと思う一方、地域の中で課題を発見していく初期総合相談の窓口が重要と感じている。（永田委員）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身近な圏域について「小中学校区等」とされているが、志摩では小学校の統廃合が進んでおり、身近とは言えない状況。やはり単位としては自治会ではないか。（前田委員）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アウトリーチを行うにしても、「深刻化しないうちに」発見することが非常に重要。（前田委員）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なぜ病院が「多機関」のひとつに挙げられていないのか。行政や社協が熱心でないところはどうか。やれるところがやれば良いのではないか。志摩では、志摩病院を中心とした「志摩地域まるごとケア交流会」をやり、102人くらい集まっている。場を作れば、行政も社協もきてくれる。（前田委員）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活支援コーディネーター、認知症コーディネーター、CSW、地域福祉コーディネーターといったようにコーディネーターの乱立という状況が見られる。財源も含め、整理が必要ではないか。（横山委員）</li> </ul>

論 点	第 1 回 検討会における各委員の意見
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 相談機関の職員は、地域住民が集まる場に出向いて初めて、言いづらかった相談を持ちかけられることもある。出向くことが重要。（横山委員）</li> <li>• 転入してきた若い世帯も地域に溶け込むよう支援している。第 1 期地域福祉計画には子育てに関する事項が含まれていないことが多く、第 2 期、第 3 期で増えてきた印象。子育て世帯や、働く世帯をどう地域に入れていくのか。顔の見える関係を作ることが大切。（奥山委員）</li> </ul>

論 点	第 1 回 検討会における各委員の意見
<p><b>【論点 5】</b>  地域において課題を解決するための取組の一環として「寄附文化の醸成」をどのように考えるべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 共同募金の活性化（寄附が地域のために使われていることが実感できる仕組の普及）</li> <li>○ その他、寄附や募金等を集める様々な手法の普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同募金については、募金額が減少している中で、住民参加の募金改革、テーマ型募金の取組が広がっている。  地域の課題を話し合い、お金を集め、団体に助成をするといった循環を、市町村域で作っていくことが重要。（井岡委員）</li> <li>・ 空き家、空き地の寄付などお金ではない地域の資源の提供も大切。環境・労働も含め、みんなで一緒に解決を図るために10年で35のプロジェクトを立ち上げてきた。（勝部委員）</li> <li>・ 寄付だけではなく、資金が地域の中で循環していくべき。その仕組みの1つがSIBで、地域共生がテーマの1つとして挙げられている。（鴨崎委員）</li> </ul>
<p><b>【論点 6】</b>  地域課題の解決力強化と総合的な相談支援体制づくりを全国展開するうえで留意すべきこと等は何か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域力強化のための法令や財源（現在はモデル事業（一部平成29年度概算要求中）で行っている）の在り方</li> <li>○ 地域福祉計画の策定や進行管理の在り方</li> <li>○ 守秘義務など住民を支援する際の個人情報の保護についての整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町村の地域福祉計画の策定率が低い。包括的に地域の福祉を構築するという視点が抜けているので、義務化するともに、住民参加を促して欲しい。（越智委員）</li> <li>・ 社会福祉基礎構造改革において、地域福祉に住民の参加が明確に加えられたものの、行政に浸透していないのではないかと。地域福祉計画については、作ることが目的化しており、実効性に欠けているため、行政の役割を明確化することが必要ではないかと。  行政の役割は、①住民主体の基盤を整備すること、②地域で解決できない困難事例の最終責任をとること、③地域の課題の情報などを共有すること、④フォーマル・インフォーマルな支援のつながりをよくしていくことの4つ、すなわち、住民福祉を担保するということだと考える。（片山委員）</li> <li>・ 地域の包括あるいは個別支援はこの間ずっと進んできたが、公的に包括されるマネジメントされているのか、また、福祉事務所の申請の課題があるのではないかと。（楯部委員）</li> <li>・ 福祉の提供ビジョンは、国としての分野横断的な地域福祉を推進する決意表明が必要。ではないかと受け止めた。地域福祉計画の位置づけが重要。（永田委員）</li> <li>・ 制度化を考えるにあたり、行政はどうしても標準化を意識してしまうが、住民主体という中で行政や専門職が何も変わらないのは違和感がある。（永田委員）</li> </ul>

論 点	第 1 回 検討会における各委員の意見
	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="770 217 2190 352">・ 地域福祉計画の策定を住民主体で行うことが、まさに福祉教育なのではないか。（前田委員）</li> <li data-bbox="770 352 2190 542">・ 転入してきた若い世帯も地域に溶け込むよう支援している。第 1 期地域福祉計画には子育てに関する事項が含まれていないことが多く、第 2 期、第 3 期で増えてきた印象。子育て世帯や、働く世帯をどう地域に入れていくのか。顔の見える関係を作ることが大切。（奥山委員）</li> </ul>